

あなたの投票所は？（期日前投票所：市役所3階防災研修室2）

投票所入場整理券に書いてある場所で投票してください。

投票区	投票所の施設の名称	投票区域(行政区単位)
1	文化体育施設コンベンションホール	上町1,2,3,4,5,若葉町,新町東,荒楯、臈気、特養おばなざわ
2	尾花沢小学校内放課後児童クラブ室	中町,禁町1,2,3,横町1,北町
3	尾花沢中学校柔剣道場	横町2,新町1,2,3,4,5,長寿園
4	田沢公民館	田沢
5	ほたるの里郷土資料館作業場	牛房野
6	二藤袋地区生涯学習推進センター	二藤袋1,2
7	横内公民館	横内
8	五十沢公民館	五十沢
9	荻袋公民館	荻袋1,2,3,荻袋開拓,よつば荘
10	和合公民館	和合,新生園
11	寺内地区多目的集会施設	寺内1,2,3,西原1,2,南沢
12	福原地区公民館1階集会室	野黒沢1,2,芦沢1,2
13	芦沢駅前公民館	芦沢駅前
14	名木沢地区コミュニティセンター	名木沢1,2,3,大海平,西野々,上の原
15	毒沢地区生涯学習推進センター	毒沢
16	安久戸公民館	安久戸
17	さくら保育園遊戯室	丹生1,2,3,正厳1,2,3,上ノ宿
18	宮沢地区公民館1階調理室・研修室	行沢,中島,押切
19	尾花沢市地域交流センター	高橋,中刈,矢越,関谷
20	市野々公民館	市野々,岩谷沢
21	北郷公民館	北郷,坂本
22	玉野地区公民館1階小会議室	鶴巻田
23	母袋公民館	母袋
24	下原田公民館	下原田,東原,玉野原
25	上原田公民館	上原田
26	下柳公民館	下柳,寺町,銀山
27	栗生公民館	栗生
28	古殿公民館	古殿
29	常盤地区公民館1階会議室	九日町,袖原,三日町
30	荒町多目的集会施設	荒町
31	細野地区生涯学習推進センター	細野
32	畑沢地区生涯学習推進センター	畑沢
33	六沢地区生涯学習推進センター	六沢1,2
34	尾花沢市鶴子交流施設図書室	鶴子1,2,3,4

# 山形県知事選挙

## 投票日は1月26日です！

### わたしの1票が山形の力に！

### 当日の投票時間は、 午前7時から午後7時までです。

投票日に用事のある方は、期日前投票をご利用ください。

期日前投票所は **市役所3階防災研修室2** です。

【1月10日(金)～1月25日(土) 午前8時30分～午後8時】



**保健センター側入口(南側入口)**  
から入り、西側エレベーターまたは階段から3階へお上がりください。

※期日前投票所には常時、車椅子を備えています。

※お体の不自由な方、車椅子をご利用の方は期日前投票が便利です。

#### スマートフォン等で開票速報を！

開票速報を市のホームページ（携帯サイト）で見ることができます。

尾花沢市選挙管理委員会ホームページ

URL <https://www.city.obanazawa.yamagata.jp/shisei/senkyo/>



※ 立候補届出は選挙告示日の令和7年1月9日(木)です。2人以上の届出があった場合、選挙を行うこととなります。

※ 選挙が実施される場合、選挙公報は令和7年1月14日(火)以降に配布予定です。

※ 移動期日前投票所は出勤日を調整中です。詳細は後日ホームページ等でお知らせいたします。

お問い合わせ 尾花沢市選挙管理委員会 電話 22-1111 (内線 236・237)

インフルエンザ等の感染症が流行しています。投票所は多くの方が来場されますので、投票される際は、予防対策にご理解とご協力をお願いいたします。

## 投票と開票

**投票日** 令和7年1月26日(日)  
**投票時間** 午前7時～午後7時(終了時刻に注意してください。)  
**投票所** 市内34箇所  
「あなたの投票所は？」に記載されている投票所にて投票してください。  
**開票** 開票は尾花沢市文化体育施設アリーナで行われます。参観可能です。  
開票開始は冬季間のため、20時15分からとなっています。

## 投票できる人

**年齢要件** 投票日現在、満18歳以上の方(平成19年1月27日以前に生まれた方)  
**住所要件等** 日本国籍を有し、令和6年10月8日以前から引き続き3カ月以上本市の住民基本台帳に記録され、かつ本市の選挙人名簿に登録されている人。  
※入場整理券が届いても、投票日前に県外に転出した人は投票できません。

**市内転居した人** 令和6年12月13日以前に市内で転居された方は、新住所地の投票所で投票できます。それ以降に届け出た人は旧住所地での投票となります。

**県内で住所を異動した人** 令和6年10月9日以降山形県内市町村より本市へ転入された方は、転入前の住所地で投票できます。また、本市から県内へ転出された方で、本市の選挙人名簿に登録されている方(転出後一定期間)は、本市で投票できます。いずれの場合も、投票時に「引き続き県内に住所を有する旨の証明書」の提示が必要となりますので、県内の市町村役場にて事前に証明書の交付を受けてください。

## 期日前投票・不在者投票

投票日都合の悪い方は、期日前投票・不在者投票をご利用ください!

**期間** 令和7年1月10日(金)～1月25日(土) 16日間  
**時間** 午前8時30分～午後8時  
**場所** 尾花沢市役所3階防災研修室2

投票所入場券をご持参ください。(投票所入場券が無くても投票はできます。)  
※入場券裏面の宣誓書欄に氏名・住所等を事前にご記入いただくと受付がスムーズです。

### ◆病院・施設での不在者投票

指定された病院(施設)に入院(入所)されている方は、病院(施設)にて不在者投票ができます。お早めに病院(施設)の事務の方にご相談ください。

### ◆出張先や旅行先での不在者投票

仕事や旅行などで投票日当日、他の市町村に滞在されている方は、最寄りの選挙管理委員会にて不在者投票ができます。その場合、尾花沢市選挙管理委員会への投票用紙の請求手続きが必要となりますので、お早めにお問い合わせください。

## 郵便投票(在宅投票)

重度の身体障害者や戦傷病者及び介護保険法上の要介護者、免疫障害者の方は、自宅で投票することができます(下記の表に該当する方に限ります)。「郵便等投票証明書」が必要となりますので、事前に選挙管理委員会でお手続きをお願いします。

### 郵便投票ができる方

手帳の種類	障害の種類	障害の程度
身体障害者手帳	両下肢・体幹・移動機能障害	1級～2級
	心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸の障害	1級・3級
	免疫・肝臓の障害	1級～3級
戦傷病者手帳	両下肢・体幹の障害	特別項症～第2項症
	心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸・肝臓の障害	特別項症～第3項症
介護保険の被保険者証	要介護状態区分	要介護5

### 郵便投票証明書の発行手続き

上表の手帳や被保険者証をお持ちの上、選挙管理委員会へお申し出ください(代理可)。申請書をお渡ししますので、該当者本人が自筆署名のうえ、ご提出ください。  
審査のうえ、郵送にて証明書を発行します。証明書の有効期限は交付の日から7年間です。

### 投票用紙の請求

交付を受けた「郵便等投票証明書」で投票用紙を請求できます。請求期限は投票日の4日前までとなっておりますので、お早めにお手続きください。(請求期限:令和7年1月22日(水))

### ※郵便投票による代理記載制度

郵便投票ができる方で、次の①②のいずれかに該当し、あらかじめ届け出た方は代理人による投票用紙の記載ができます。

- ① 身体障害者手帳に上肢又は視覚の障害の程度が1級である者として記載されている方。
- ② 戦傷病者手帳に上肢又は視覚の障害の程度が特別項症から第2項症までである者と記載されている方。

## インターネットを利用した選挙運動にご注意ください

- ・有権者は、ホームページ、ブログ、X(旧ツイッター)、フェイスブック、LINEなどを使った選挙運動ができますが、18歳未満の方は選挙運動を法律で禁止されていますので、安易にX(旧ツイッター)のリポストを行う等SNSへの対応に注意してください。
- ・インターネット上にある選挙運動に関わる表示画面を印刷して頒布することはできません。
- ・選挙運動に関する電子メール送信は候補者や政党ができます。一般の方は送信ができません。また選挙運動メールを転送することもできませんのでご注意ください。
- ・選挙運動期間(1/9～1/25)外にインターネットを利用した選挙運動をしてはいけません。

※違反すると処罰の対象となりますのでご注意ください!